

令和5年第4回定例会

伊南行政組合議会会議録

伊 南 行 政 組 合 議 会

令和5年第4回伊南行政組合議会定例会議事日程

令和5年12月21日

午後2時00分 開 会

組合長挨拶

日程第1 議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 議案の上程及び提案説明

議案第13号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第16号 伊南行政組合病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

議案第17号 令和5年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第18号 令和5年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）

日程第5 議案に対する質疑及び委員会付託

日程第6 委員長報告、質疑、討論及び採決

組合長挨拶

出席議員（17名）

1番	小原茂幸	2番	宮下稔
3番	中島和彦	4番	小原晃一
5番	池田幸代	6番	氣賀澤葉子
7番	竹村知子	8番	久保島巖
9番	吉川順平	10番	宮脇寛行
11番	星野晃伸	12番	松澤文昭
13番	中塚礼次郎	14番	松村利宏
15番	天野早人	16番	宮井訓
17番	川手三平		

説明のために出席した者

組 合 長	伊 藤 祐 三	副 組 合 長	唐 澤 隆
副 組 合 長	宮 下 健 彦	副 組 合 長	小 田 切 康 彦
助 役	小 平 操	事 務 局 長	小 出 孝 幸
会 計 管 理 者	北 澤 武 志	病 院 事 業 管 理 者 職 務 代 理 者	村 岡 紳 介
病 院 事 務 長 兼 経 営 企 画 室 長	倉 田 貴 志	新 病 院 建 設 推 進 室 長	佐 野 秀 一
病 院 総 務 課 長	三 枝 徳 夫	駒ヶ根市民生部長	中 村 竜 一
飯島町住民税務課長	松 村 和 夫	中川村保健福祉課長	水 野 恭 子
宮田村住民課長	春 日 学		

事務局職員出席者

事 務 局 次 長	那 須 野 一 郎
事 務 局 書 記	石 森 愛
事 務 局 書 記	奈 良 崎 護

本日の会議に付議された事件

議事日程記載のとおり

午後2時00分 開会

○次 長（那須野一郎君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）御着席ください。（一同着席）

○議 長（天野 早人君） 皆様、こんにちは。（一同「こんにちは」）

年の瀬が迫ってまいりました。

本年は伊南4市町村において様々な行事がにぎやかに開催され、新型コロナ対策が新しい局面を迎えたことを実感できた一年となりました。

来るべき新年が伊南4市町村にとって明るく希望あふれる年となることを心から願いたいと思います。

それでは、これより令和5年11月21日付、告示第7号をもって招集された令和5年第4回伊南行政組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議員定数17名、ただいまの出席議員数17名、定足数に達しております。

このたび駒ヶ根市議会選出議員の辞職に伴い駒ヶ根市議会選出議員に変更がありましたので、議事の進行上、仮議席を指定いたします。

仮議席はただいま御着席の議席を指定いたします。

中島和彦議員、自席にて自己紹介をお願いしたいと思います。

○仮議席3番（中島 和彦君） どうも皆さん、こんにちは。（一同「こんにちは」）

駒ヶ根市議会2期目、中島和彦でございます。

途中からですが、いろいろ勉強させていただきたいと思います。

よろしくをお願いいたします。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

○議 長（天野 早人君） ありがとうございます。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

日程に従い会議を進行いたします。

組合長より挨拶をお願いいたします。

○組 合 長（伊藤 祐三君） 皆様、こんにちは。（一同「こんにちは」）

令和5年11月21日付、告示第7号をもちまして令和5年第4回伊南行政組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんには御出席を賜り感謝を申し上げます。

今議会におきましては、ただいま自己紹介をいただきました駒ヶ根市の中島和彦さんが新たに伊南行政組合議員となりました。

また、11月19日に執行されました飯島町町長選挙におきまして多くの町民の負託を受け当選を果たされた唐澤隆町長を新たに副組合長としてお迎えをいたしました。

唐澤町長におかれましては、飯島町発展のために一層の御活躍を祈念申し上げますとともに、伊南行政組合副組合長として伊南地域の進展と福祉向上のため、御尽力賜りますようお願いをいたします。

朝夕寒さ厳しき日が続き、冬至を迎え、一年のうちで一番日が短い時期となりました。

令和5年も残すところあと1週間ほどとなっております。

今年の夏は全国的に猛暑が続き、10月に入っても気温の高い日がありました。農作物等への影響は見られたようではありますが、台風の影響は少なく、伊南地域では大きな災害がなく過ごすことができ、安堵しているところでもあります。

来年も大きな災害等がなく、住民の皆さんの暮らしが守られますよう願うところでもあります。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、5月に感染症法上は季節性インフルエンザと同等の扱いということになり、平常時の活動に戻りつつあります。

ただ、冬を迎えまして、インフルエンザとの同時流行もあり、引き続き双方の感染防止の取組は継続していかねばなりません。

次に地域経済の状況であります。

直近の長野経済研究所の調査によりますと、県内の景気動向は「持ち直しの動きに弱さがみられる」としております。

10月の個人消費では、乗用車新車販売において10か月連続で前年を上回っておりますが、新設住宅着工戸数は3か月連続で前年を下回っております。

雇用環境では、ハローワーク伊那管内の10月の有効求人倍率は前年同月比マイナス0.23ポイントの1.31倍となっております。

今後につきましては「個人消費に影響を与える実質賃金の伸びがプラスに転じ、推移していくかどうか注視する必要がある。」とされております。

組合といたしましては、今後も効率的な事業運営に努めるとともに、伊南地域が快適で活力ある持続可能な地域としてあり続けるため、広域連携のメリットを生かし、諸課題に向けて協力し合っていくことが重要であると考えております。

さて、伊南行政組合における各事業の進捗状況であります。

一般会計の事業では、火葬場、衛生センター、不燃物処理等の事業につきまして関係機関や市町村と連携をいたしまして施設の運営管理を行っております。

伊南聖苑は指定管理により順調に運営されております。本年度から新たな5年間の指定期間が始まっております。引き続き長寿命化計画に基づいた施設管理と適切な運営を行ってまいります。

次に病院事業であります。

上半期9月末時点の述べ患者数は、前年度と比べまして入院、外来ともに4%程度減少し、収益も4.5%減少しました。特に外来患者数は、中农信のほぼ全ての公立病院で減少傾向が見られます。

10月以降の直近では入院患者数が増加しております。これから厳冬期を迎えるに当たりまして、感染症の院内感染防止の徹底を継続するなど、受入れ態勢に万全を期してまいります。

当面の予算運営につきましては今議会において御審議賜りたいと存じます。

また、新病院建設事業につきましても進捗状況につきまして御協議を賜る予定としております。

さて、今議会に提案いたします議案であります。条例4件、補正予算2件の計6議案であります。

条例は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じた一般職並びに病院事業管理者の給与制度改正、会

計年度任用職員に勤勉手当の支給を導入する制度改正及び病院事業における特別初診料等を定める使用料と手数料条例の一部改正であります。

次に一般会計補正予算であります。

条例改正によります職員の給与改定と衛生センターの電気料の減額補正、病院事業会計の補正予算は給与改定並びに収益の見通しに基づく補正をお願いするものであります。

本日提案いたしますこれらの議案は、いずれも重要な案件であります。慎重なる御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上申し上げまして第4回定例会開会に当たりましての挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（天野 早人君） ここで11月19日執行の飯島町町長選挙において当選を果たされ当組合の副組合長に就任されました唐澤隆副組合長より御挨拶をお願いいたします。

御登壇ください。

〔副組合長 唐澤隆君 登壇〕

○副組合長（唐澤 隆君） 改めまして、こんにちは。（一同「こんにちは」）

ただいま議長からお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

この11月30日から飯島町長に就任しました唐澤隆でございます。よろしくお願いいたします。

私の政策理念は「つなぐ」でございます。伊南の地域の人、それから人や物、様々なものをつなぎながら、伊南地域の発展と、ここに暮らします全ての皆さんの幸せのためにしっかりと働いてまいりたいと思います。

何とぞ御指導、御鞭撻を賜りますように、よろしくお願いいたします。（一同拍手）

〔副組合長 唐澤隆君 降壇〕

○議長（天野 早人君） ありがとうございます。

ただいまから議事に入ります。

日程第1 議席の指定を議題といたします。

組合議会会議規則第4条第2項の規定により、新たに選出されました議員の議席を議長において指定いたします。

事務局に朗読させます。

○次 長（那須野一郎君） 朗読いたします。

3番 中島和彦議員。

以上でございます。

○議長（天野 早人君） ただいまの朗読のとおり議席を指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

署名議員は会議規則第78条の規程により5番 池田幸代議員、6番 氣賀澤葉子議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ本日の議会運営委員会において本日1日限りと決定されております。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 議案の上程及び提案説明を行います。

議案第13号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第16号 伊南行政組合病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

以上4議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小出 孝幸君） 議案第13号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

議案書13-1ページをお開きください。

提案理由ですが、下段にございます、国家公務員の給与改定に準じ、一般職の職員及び定年前再任用短時間勤務職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の額を改定する必要があるためです。

本日お手元にお配りしてございます「議案第13号～15号 説明資料」というA4の一枚物の資料をお手元にお出しいただきたいと思っております。

こちらの資料はこの後の提案についても使用いたしますので御承知おきをいただきたいと思っております。

既に各市町村において同様の改定の説明をお聞きになっているかと思っておりますので、簡単に説明をさせていただきます。

1の国家公務員給与改定の概要ですが、(1)の国における経過は御覧をいただきまして、(2)の改定内容ですが、①特別職の職員は期末手当を一般職の指定職員に準じ年間3.3月分から3.4月分へ0.1月分の引上げ、②の一般職の職員は初任給をはじめ若年層に重点を置いて俸給月額を引上げ、期末・勤勉手当についてもともに0.05月分引き上げる内容でございます。

次に2の伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の改正概要ですが、(1)の給料表の改定については国の改定に準じまして初任給をはじめ若年層に重点を置いて俸給表を引き上げるもので、伊南行政組合の平均改定率は1.21%となります。

(2)期末勤勉手当の改定については、一般職の職員については年間4.4月分を4.5月分に0.1月分引き上げるものです。

その下の表では、令和5年度においては6月期分が支給済みのため一括12月期において期末手当、勤勉手当にそれぞれ0.05月分を配分し、令和6年度以降では6月期12月期の期末勤勉手当にそれぞれ0.025月ずつ配分し年間で0.1月分を増とする改定としています。

裏面を御覧いただきたいと思っております。

定年前再任用短時間勤務職員においては期末手当、勤勉手当ともに0.025月分の引上げになります。

中段の(3)の給与改定に伴う所要額ですが、一般会計分で22万1,000円、病院事業会計分で2,463万9,000円となります。

A4一枚の資料の説明は以上でございます。

それでは議案書のほうにお戻りをいただきまして13-2ページをお開きください。

改正内容ですが、第1条では令和5年度に適用する改正を規定しており、第18条第2項及び同条第3項においては期末手当、第19条第2項第1号及び同項第2号においては勤勉手当の支給割合を先ほどの資料で説明しました令和5年度の配分のとおり改正するもの。

また、次ページの別表1は給料表を13-3ページから13-6ページにかけて掲載のとおり改正するものがございます。

なお、別表第1は本年4月1日に遡って改正するものです。

次に13-6ページを御覧いただきたいと思います。

第2条では、令和6年度以降に適用する改正を規定しており、第18条第2項及び同条第3項においては期末手当、第19条第2項第1号及び同項第2号においては勤勉手当の支給割合を先ほどの資料で説明しました令和6年度以降の配分のとおり改正するものです。

続いて13-7ページをお開きください。

附則第1項では、この条例は公布の日から施行するものですが、改正条例第2条の規定は令和6年4月1日からの施行を定めています。

附則第2項では、別表第1の改正を本年4月1日に遡及して適用することを定めています。

附則第3項では、期末勤勉手当の改正規定に限り本年12月1日から適用するものです。

附則第4項については、改正前に支払われた給与を内払いとみなす規定であります。

議案第13号の提案説明は以上です。

続きまして議案書の14-1ページをお開きください。

議案第14号 伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

提案理由ですが、最下段にございますように、国家公務員の非常勤職員との均衡を踏まえ、会計年度任用職員の勤勉手当について新たに規定するものです。

概要について説明しますので、先ほど御覧いただいていたA4の一枚物「議案第13～15号 説明資料」の裏面——2ページ目を御覧いただきたいと思います。

3の勤勉手当導入の概要ですが、地方自治法の改正により令和6年度から会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となりました。これを受けまして、国の非常勤職員の取扱いとの均衡の観点から、令和6年度から勤勉手当を支給できるよう所要の整備を行っていくものでございます。

それでは、もう一度議案書にお戻りをいただきまして14-2ページを御覧いただきたいと思います。

改正内容です。

第2条では会計年度任用職員の給与の規定に勤勉手当を加え、追加する第11条の2では、第1項においてフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当について一般職等の規定を準用しつつ、その支給の上限額については一般

職等を超えない範囲で組合長が定めることを規定し、第2項では勤勉手当の基礎額を規則で定める基準に従い任命権者が定めることを、第3項では手当支給の有無を判断する勤務月数について期末手当の規定を準用することを規定しています。

第20条の1項では勤勉手当を支給しない対象を規則で定めることを規定し、追加する第20条の2では第11条の2でフルタイム会計年度任用職員に規定したものをパートタイム会計年度任用職員について、規定していません。

附則として、この条例は令和6年4月1日から施行します。

説明は以上でございます。

よろしくお願いいたします。

○病院事務長兼経営企画室長（倉田 貴志君） 議案書15—1ページをお開きください。

議案第15号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、病院事業管理者の給料は駒ヶ根市副市長に準ずる扱いとなっているところ、さきの人事院勧告に伴い駒ヶ根市特別職給与条例が改正されましたので、これに準じて改定するためでございます。

15—2ページをお開きください。

第4条ただし書は期末手当の支給率を定める規定で、年間の支給月数を現行の3.3月から3.4月に0.1月分引き上げるよう改めるものです。

附則におきまして施行日は令和6年4月1日としております。

なお、現在、病院事業管理者は不在であり、院長がその職務を代理しておりますので、この条例により支給される対象者はおりません。

議案第15号は以上でございます。

続きまして議案書16—1ページをお開きください。

議案第16号 伊南行政組合病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例につきまして提案説明を申し上げます。

提案理由でございますが、紹介受診重点医療機関に位置づけられることに伴い、紹介状のない初診患者の特別初診料等を定める必要があるためでございます。

16—2ページをお開きください。

別表におきまして、現在、非紹介患者初診時負担額として1回1,100円と定めておりますが、この名称を特別初診料に改め、金額は1回7,000円、歯科は5,000円とします。

あわせて特別再診料を新設し、1回3,000円、歯科は1,900円とします。

これらに伴い、別表備考3は字句の整理を行い、新たに第4項として特別再診料は他の医療機関への紹介を行った後において当院の再診を受ける者が対象になることを定めています。

附則において、この条例は令和6年6月1日から施行したいとしますのでございます。

この条例改正の背景でございますが、国は地域における外来の医療提供体制につきましてかかりつけ医機能を強化するとともに病院と診療所の機能分担を進めています。

昨年4月の医療法改正によりまして、医療資源を重点的に活用する外来を行っている病院につきましては紹介受診重点医療機関と位置づけ、かかりつけ医などからの紹介状のある患者さんの受入れに重点を置くことによって地域における病院と診療所の役割分担を進め、患者さんの円滑な流れや待ち時間の短縮、さらには医師の働き方改革を推進することとされたところでございます。

この医療資源を重点的に活用する外来といたしますのは、具体的には手術、処置や化学療法等を必要とする外来、あるいは高額な医療機器設備を必要とする外来などでありまして、昭和伊南総合病院はこれに該当し、令和6年2月に紹介受診重点医療機関に位置づけられる予定となっております。

これに伴い、紹介状がなく当院での初診を選択された患者さん及び他の医療機関に紹介をした後になお当院での再診を選択される患者さんからは一定の特別料金を御負担いただくことが義務づけられておりますので、この患者負担制度の範囲内における最低の金額をもって定めたいとするものでございます。

なお、今回の改正は患者さん及び住民の皆様への事前の周知が重要であると考えますので、周知期間を長く取り、施行期日を令和6年6月1日としたところでございます。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○議 長（天野 早人君） これをもって議案第13号～議案第16号の提案理由の説明を終結いたします。

次に、

議案第17号 令和5年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第18号 令和5年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）

以上2議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○事務局長（小出 孝幸君） 議案第17号 令和5年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）について提案説明を申し上げます。

議案書の17-1ページをお開きください。

最初に第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算をそれぞれ665万1,000円減額し、予算総額を9億9,886万円とするものでございます。

今回の補正予算は、人事院勧告に基づく給与条例の一部改正に伴う人件費の補正と衛生センターの電気料につきまして上半期の実績と燃料費等の補助により予算の減額が見込まれるため補正をお願いするものでございます。

17-3ページ、事項別明細書をお開きください。

先に下段の歳出の部ですが、2款 総務費、1項1目 一般管理費を4万9,000円増額させていただく内容であります。職員手当については減額となっておりますが、人事院勧告では増えますが職員構成の変動等による減額があるためです。

内訳は、2節の給料につきましては給与改定により14万5,000円の増額です。

3節の職員手当等につきましては12万1,000円の減額、共済費については2万5,000円の増となります。

続いて17-4ページを御覧ください。

3款 衛生費、2項 清掃費、1目 衛生センター費ですが、冒頭申し上げました電気料金の上半期の実績、国からの激変緩和措置等により、当初計上した電気料予算より減額が見込まれるため、光熱水費の電気料を670万円減額させていただくものです。

17-3ページにお戻りいただきたいと思います。

上段の歳入の部でございますが、1款1項1目 分担金665万1,000円の減額は、歳出予算の減額に伴い市町村分担金を減額するものでございます。

17-5ページから17-7ページにかけては給与費明細書、17-8ページについては市町村分担金調書載せてございます。後刻お目通しをいただきたいと思います。

議案第17号の提案説明は以上でございます。

よろしく願い申し上げます。

○病院事務長兼経営企画室長（倉田 貴志君） 議案書18-1ページをお開き願います。

議案第18号 令和5年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）の提案説明を申し上げます。

今回の補正は収益の見通しに基づく補正及び給与制度改革等に伴う人件費の補正でございます。

第2条は業務の予定量で、455人は当初予算における1日当たりの外来患者数の見込みですが、これを440人に引下げ、年間10万6,920人に改めます。

第3条 収益的収支は実施計画で御説明しますので18-2ページをお開きください。

収入、医業収益の入院収益は診療単価が当初の見込みより0.5%上昇する見通しを反映し1,700万円の増額、外来収益は患者数が3.3%減少する見通しにより6,180万円の減額、医業外収益の補助金は新型コロナウイルス感染症の病床確保補助金で、上半期分の確定額に合わせるため2億1,295万円余を増額するものです。

次に支出の給与費ですが、今回の給与制度改革によって給料、諸手当、法定福利費の3科目につきましては総額2,460万円余増加しますが、一方で、当初予算で計上した職員数と現状との差として6人分の減額を行うため、総額で減少します。

報酬につきましてはパート医師の報酬予算が不足する見通しとなっておりますので増額し、給与費全体では1,168万円余の減額補正となります。

今回の補正によりまして、収支は約1億8,000万円改善し、予算上の純利益は2億7,100万円余を見込むこととなりました。

18-3ページ以降の財務書類等につきましては後刻お目通し願います。

説明は以上です。

よろしく申し上げます。

○議 長（天野 早人君） これをもって議案第17号～議案第18号の提案理由の説明を終結いたします。

ここで議案調査のため暫時休憩いたします。

再開は午後3時10分いたします。

午後3時04分 休憩

午後3時10分 再開

○議長（天野 早人君） これより本会議を再開いたします。

日程第5 これより議案に対する質疑に入ります。

議案第13号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第14号 伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第15号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第16号 伊南行政組合病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

以上4議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

○5番（池田 幸代君） まず議案第13号からお尋ねします。

議案第13号で一般職の職員のうち指定管理職員、部長級の職員のうちの女性の人数をお尋ねします。

あわせて、議案第14号、伊南行政組合会計年度任用職員における会計任用職員の人数及び男女比、それから職種についてお尋ねしたいと思います。

あわせて、第16号議案なんですけれども、先ほど事務長から御説明がありましたように、1つは紹介状がなくて初診、それから他院に紹介してもなお再診という方のこれまでの状況がどうだったのかということをお尋ねしたいことと、それから周知期間を長く取るというふうにおっしゃったんですが、どんな方法で周知をしていくのかということについてお尋ねします。

それと、あわせて、私はちょっと入院したことがないので、それから救急搬送されたこともないので分からないんですけれども、救急搬送された方の場合の初診料っていうのはどうなるのか、この3点について伺いたしたいと思います。

○事務局長（小出 孝幸君） それでは一般会計のほうから、今言われた人数の関係について先に報告をさせていただきます。

一般職職員のうちの特定管理職員——部長級の職員、これについては私1名のみでございます。

それから……（池田議員「女性はいますか」と呼ぶ）女性はいません。

それから、会計年度の任用職員の人数ですが、こちらは衛生センターの所長1名、これも男性でございますので、女性はいません。

病院関係については事務長のほうから答えていただきます。

○病院事務長兼経営企画室長（倉田 貴志君） 今の人数でございますが、今、数字を手元に持ち合わせておりませんので、別の機会に回答させていただきたいと思っております。申し訳ありません。

○5番（池田 幸代君） すみません。

先ほどの議案第16号に関しては、周知方法の件と、それから救急搬送の件も併せてお答えいただければと思います。

○病院事務長兼経営企画室長（倉田 貴志君） 失礼しました。

議案第16号に関して3件の御質問をいただいております。

まず1点目のこれまでの状況ということなんですけれども、令和4年度の数字で申し上げますと、述べ外来患者数、

これは全ての外来患者数が約11万人、初診の患者さんというのはそのちょうど1割程度で1万1,000人程度、この中で紹介状を持たずに初診を受けられた方はその6割の約6,500人となっております。月におよそ500人強という人数でございます。この中には、救急車で搬送される場合、それらもろもろ、いろいろな状況の初診の患者さんがいらっしゃるという状況でございます。

それで、3つ目の御質問と関係があるわけですが、この制度、特別初診料、特別再診料の対象にならない患者さんというのは別に規定を設けておりまして、これは救急車で搬送された患者さん、あるいは特定疾病であるとか障がいなどで各種の公費負担医療制度の対象になっている患者さん、あるいは生活保護法による医療扶助の対象者である患者さんなど、こうした緊急その他やむを得ない場合に該当する場合にはこの対象にならないとなっております。

それから、周知についての御質問もございました。

今議会で御審議賜りますれば、早速1月から院内掲示、あるいは会計窓口でのチラシ配布、それから病院ホームページ、それで、病院からは毎月広報を出しておりますので、広報紙などによって住民の皆さんに広報したいと思っております。

それから、この制度は、当院ではなくて、地域の開業医の先生方など医療機関との連携が大変重要になりますので、そちらへの地域連携の強化の取組に関する各先生方への説明やらお知らせ、そういったこともやっていきたいと思っております。

以上です。

○5 番（池田 幸代君） 分かりました。

○議 長（天野 早人君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第13号～議案第16号につきましては別紙議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

次に、

議案第17号 令和5年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）

議案第18号 令和5年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）

以上2議案を一括議題といたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

ただいま提案されました議案第17号及び議案第18号は別紙議案付託表のとおり所管の常任委員会へ付託いたします。

各委員会は、本会期中に内容を審査の上、議長まで審査結果を報告願います。

ここで委員会審査のため暫時休憩といたします。再開時刻は放送をもってお知らせいたします。

午後 3 時 17 分 休憩

午後 4 時 10 分 再開

○議 長（天野 早人君） 本会議を再開いたします。

日程第 6 委員長報告、質疑、討論及び採決を行います。

初めに総務衛生委員会へ付託した案件について委員長報告、質疑、討論を行います。

議案第 13 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第 14 号 伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 17 号 令和 5 年度伊南行政組合一般会計補正予算（第 2 号）

以上 3 議案を一括議題といたします。

総務衛生委員長より審査結果の報告を求めます。

○総務衛生委員長（久保島巖君） それでは総務衛生委員会の審査報告をいたします。

本日の会議におきまして本委員会に付託されました議案第 13 号・14 号・17 号につき報告いたします。

まず議案第 13 号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので御報告いたします。

なお、質疑はございませんでした。

次に議案第 14 号 伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので御報告いたします。

なお、質疑はございませんでした。

次に議案第 17 号 令和 5 年度伊南行政組合一般会計補正予算（第 2 号）については、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので御報告いたします。

なお、質疑はございませんでした。

以上です。

○議 長（天野 早人君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

次に病院厚生委員会へ付託した案件について委員長報告、質疑、討論を行います。

議案第15号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

議案第16号 伊南行政組合病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

議案第18号 令和5年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）

以上3議案を一括議題といたします。

病院厚生委員長より審査結果の報告を求めます。

○病院厚生委員長（小原 茂幸君） それでは病院厚生委員会の審査結果の報告をいたします。

本日の会議において本委員会に付託されました議案第15号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例については、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決しましたので報告いたします。

なお、質疑はございませんでした。

次に議案第16号 伊南行政組合病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例については、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決したので報告いたします。

なお、3人の議員より質問がございました。

資料により、非紹介者数が令和2年から令和4年にかけて増加していることについて、その内容について意見を求められました。これは大病院への安心感があるとのことが大きいということであり、それに関して、背景にあるものとしては、大病院の待ち時間が長い、それから手術あるいは大病院が持っている機能が妨げられる、それから来年予定されている医師の働き方改革への対応、これらのものが今回の改定にあるということであり、

また、紹介状のない非紹介初診者に対しての7,000円に関する質問がございました。これは「国から7,000円以上と義務づけられている」という説明でございます。

また、3つ目に、周知の方法について、要望を含め、初診料のアップだけでなく、かかりつけ医の持ち方、紹介、それから本病院の待ち時間が減少する等、メリットも含めて周知をしていただきたいとの意見がございました。

続きまして議案第18号 令和5年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）については、本日、委員会を開き内容を慎重に審査した結果、全員の賛成により本案を可決すべきものと決したので報告いたします。

なお、質疑はございませんでした。

以上。

○議長（天野 早人君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野 早人君） 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案の採決を行います。

議案第13号 伊南行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に議案第14号 伊南行政組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に議案第15号 伊南行政組合病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に議案第16号 伊南行政組合病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に議案第17号 令和5年度伊南行政組合一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決されまし

た。

次に議案第18号 令和5年度伊南行政組合病院事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（天野 早人君） 御異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本定例会に付議された案件は終了いたしました。

ここで組合長より御挨拶をお願いいたします。

○組合長（伊藤 祐三君） 令和5年第4回伊南行政組合議会定例会の閉会に当たりまして御礼の挨拶を申し上げます。

今定例会に提案をいたしました全ての議案につきまして、慎重なる御審議の上、いずれも原案のとおり決定賜りましたことに感謝を申し上げます。

今議会を通じて賜りました御意見、これを尊重し、組合事業運営に生かしてまいります。

議員の皆さんには今後とも御指導御協力をお願い申し上げます。

師走の慌ただしい時期であります。寒さが一層厳しい折でもあります。議員の皆さんには、御自愛をいただき、ますます御健勝で御活躍されますとともに、迎える年が伊南地域の皆様にとりまして明るく輝かしい一年でありますよう心から祈念申し上げます、閉会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

一年間ありがとうございました。

○議長（天野 早人君） これをもって令和5年第4回伊南行政組合議会定例会を閉会といたします。お疲れさまでございました。

○次長（那須野一郎君） 御起立をお願いいたします。（一同起立）礼。（一同礼）

午後4時17分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和5年12月21日

伊南行政組合議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員